

しながわツアー造成補助金交付要綱

制定 令和7年8月1日 区長決定 要綱第193号

(目的)

第1条 この要綱は、品川区の観光コンテンツを取り入れたツアー造成を支援することにより、多くの人に品川区の魅力を伝えるツアーの充実を図るとともに、新たな観光コンテンツの発掘と活性化につなげることを目的とする。

(補助対象者)

第2条 しながわツアー造成補助金（以下「補助金」という。）の交付を申請することができる者は、旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条の規定による旅行業の登録を受けている事業者（以下「補助対象者」という。）とする。

(補助要件)

第3条 補助の対象となる事業は、次に掲げる要件をすべて満たし、区長が承認した旅行・宿泊商品（以下「しながわツアー」という。）とする。

- (1) 募集型または受注型の企画旅行であること。
- (2) 補助金の交付決定がされた会計年度内に催行が終了すること。
- (3) 次に掲げる旅行者または観光客が訪れ、または体験をすることができる品川区内にある場所、施設、プログラムその他の観光コンテンツを原則2つ以上含むこと。

ア 屋形船または観光船を利用したツアー

イ 寺社仏閣または歴史もしくは産業などを学ぶツアー

ウ 商店街または飲食店を巡るグルメツアー

エ 劇場、競馬場その他のエンターテインメント施設

オ 宿泊施設

カ その他、区長が認める品川区の魅力を伝える観光コンテンツ

- (4) 品川区内または羽田空港もしくは品川駅等近郊エリアを発着するツアーであること。

2 しながわツアーの造成に際しては、原則として区長に事前に協議すること。

3 チラシ、WEB ページ等での募集広告には、「しながわツアー」の文言を用い、本補助金の補助対象ツアーである旨を表示または掲載すること。また、区からロゴ等の表示または掲載の依頼があった際は協力すること。

4 補助金の効果を測定するため、個人情報を除く参加者属性等の情報提供および区の調査等に協力すること。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助金交付決定日以降に支払われたしながわツアーに係る経費のうち、次のとおりとする。

- (1) 前条第1項第3号に定める観光コンテンツに係る経費（入場料、体験料、飲食費、謝礼、宿泊費等）
- (2) 品川区内に所在する事業者が提供する交通に関する経費（貸切バス、タクシー代等）

(3) チラシ、パンフレット等の作成に係る経費

(4) WEB、SNS 等広告宣伝に係る経費

- 2 この補助金は、品川区の他の補助金、助成金、その他これらに類するものと併用することはできない。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において、補助対象経費に2分の1を乗じた額とし、かつ次の限度額以内とする。この場合において、算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数金額を切り捨てる。

(1) しながわツアー参加者1人あたり5,000円

(2) 1営業所(支店等)あたり会計年度内1,000,000円

- 2 区長は、しながわツアー造成後、天災地変等、補助対象者の責に因らないやむを得ない事由で催行されなかった場合に限り、前項第1号の参加者実績に関わらず、前条第1項第3号および第4号の周知に係る経費のみ補助対象経費とすることができる。

- 3 複数の営業所(支店等)から、同内容のしながわツアーに対し重複して補助を受けることはできない。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、「しながわツアー造成補助金交付申請書」(第1号様式)に必要書類を添えて、区長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 区長は、前条の申請があった場合において、補助金を交付することを適当と認めるときは、「しながわツアー造成補助金交付決定通知書」(第2号様式)により補助対象者に通知するものとする。

- 2 区長は、前項の決定に際して、必要な条件を付することができる。

(補助事業の内容変更等)

第8条 補助対象者は、前条にて交付決定した内容を著しく変更または中止しようとするときは、速やかに「しながわツアー造成補助金変更等承認申請書」(第3号様式)を区長に提出しなければならない。

- 2 区長は、前項の申請を受けた場合において、承認することを適当と認めるときは、「しながわツアー造成補助金変更等承認決定通知書」(第4号様式)により補助対象者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助対象者は、補助事業が完了したとき(補助事業の中止の承認を受けたときを含む。)は、完了日から起算して30日以内または補助金の交付決定日の属する会計年度終了日のいずれか早い日までに必要書類を添えて、「しながわツアー造成補助金実績報告書」(第5号様式)を区長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 区長は、前条の報告があった場合において、審査の結果、補助金の交付決定の内容およびこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、「しながわツアー造成補助金確定通知書」(第6号様式)により補助対象者に通知するものとする。

2 前項の規定により交付すべき補助金の確定額は、第4条および第5条の規定により算出された実績額または第7条により通知された交付決定額のうち、いずれか少ない額とする。

(補助金の請求)

第11条 補助対象者は、前条の通知を受けたときは、速やかに「しながわツアー造成補助金請求書」(第7号様式)を区長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第12条 区長は、補助対象者が次の各号いずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金の交付決定の内容またはこれに付した条件に違反したとき。

2 前項の規定は、第10条の規定により交付すべき補助金の額の確定後においても適用があるものとする。

(補助金の返還)

第13条 区長は、補助金の交付を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助対象者に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

(違約加算金)

第14条 区長は、第12条の規定により、この補助金の交付決定の全部または一部を取り消した場合において、補助金の返還を命じたときは、補助金の交付をうけた日から返還の日までの日数に応じ、補助金の額(一部を返還した場合のその後の期間においては既返還額を控除した額)につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金(100円未満は切り捨て)を納付させるものとする。

2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

(補助金の経理等)

第15条 補助対象者は、補助事業に係る経理について収支の事実を明らかにした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(検査)

第16条 補助対象者は、区長が補助事業の運営および経理等の状況について検査を求めたときは、これに応じなければならない。

(適用)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付については品川区補助金等交付規則(昭和39年4月1日規則第4号)の規定を適用する。

(委任)

第18条 この要綱の適用について必要な事項は、別に文化観光スポーツ振興部長が定める。

付 則

この要綱は、令和 7 年 8 月 1 日から適用する。

第1号様式（第6条関係）

年 月 日

品川区長 あて

旅行業
登録番号

事業者名

営業所・
支店名

代表者
役職名・氏名

住 所

しながわツアー造成補助金交付申請書

しながわツアー造成補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1. 商品（ツアー）名称

2. 添付書類

（1）計画書 【別紙1】

※【別紙1】の内容が確認できる企画書、計画書、チラシ等でも可

（2）品川区観光コンテンツ・周知経費 【別紙2】

（3）その他、参考となる資料

3. 交付申請額

4. 担当者

（1）氏 名

（2）連絡先

電話番号

メールアドレス

第1号様式（第6条関係）【別紙1】

計 画 書

1. 商品(ツアー)名称
2. 設定期日(期間)
3. 募集人数 人 (人 × 回) ※最少催行人員 人／回
4. 料金
5. 行程(概略)
6. その他(備考)

第1号様式（第6条関係）【別紙2】

品川区観光コンテンツ・周知経費（補助対象経費）

★観光コンテンツを提供する事業者については、原則、品川区内に所在する者が対象（領収証の住所で確認）

No.	種別	観光コンテンツ・周知媒体名	単価	数量	回数	金額	備考				
		提供事業者名									
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
1人あたり上限額5,000円 ×募集人数【A】		補助対象経費×1/2【B】 (千円未満切り捨て)	1営業所あたり限度額【C】 [100万円－既交付決定(確定)額]		交付申請額 [【A】 【B】 【C】 最も低い額]						

第2号様式（第7条関係）

文書番号
年 月 日

様

品川区長

印

しながわツアー造成補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請があったしながわツアー造成補助金の交付について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1. 商品(ツアー)名称

2. 交付決定額

3. その他・条件等

第3号様式（第8条関係）

年 月 日

品川区長 あて

旅行業
登録番号

事業者名

営業所・
支店名

代表者
役職名・氏名

住 所

しながわツアー造成補助金変更等承認申請書

年 月 日付文書番号で補助金の交付決定通知があった補助事業の内容を変更（*中止）したいので、下記のとおり申請します。

記

1. 商品（ツアー）名称

2. 変更（*中止）内容

3. 変更（*中止）理由

4. 添付書類〈変更後〉 ※中止の場合は不要

（1）計画書 【別紙1】

※【別紙1】の内容が確認できる企画書、計画書、チラシ等でも可

（2）品川区観光コンテンツ・周知経費 【別紙2】

（3）その他、参考となる資料

第3号様式（第8条関係）【別紙1】

計 画 書 〈変更後〉

1. 商品(ツアー)名称
2. 設定期日(期間)
3. 募集人数 人 (人 × 回) ※最少催行人員 人／回
4. 料金
5. 行程(概略)
6. その他(備考)

第3号様式（第8条関係）【別紙2】

品川区観光コンテンツ・周知経費（補助対象経費）〈変更後〉

★観光コンテンツを提供する事業者については、原則、品川区内に所在する者が対象（領収証の住所で確認）

No.	種別	観光コンテンツ・周知媒体名	単価	数量	回数	金額	備考
		提供事業者名					
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
1人あたり上限額5,000円 ×募集人数【A】		補助対象経費×1/2【B】 (千円未満切り捨て)	1営業所あたり限度額【C】 [100万円－既交付決定(確定)額]		交付申請額 [【A】 【B】 【C】 最も低い額]		

第4号様式（第8条関係）

文書番号
年 月 日

様

品川区長

印

しながわツアー造成補助金変更等承認決定通知書

年 月 日付で申請があったしながわツアー造成補助金の内容の変更（*中止）について、下記のとおり承認します。

記

1. 商品(ツアー)名称

2. 交付決定額

3. 承認内容

4. 付帯条件等

品川区長 あて

旅行業
登録番号

事業者名

営業所・
支店名

代表者
役職名・氏名

住 所

しながわツアー造成補助金実績報告書

年 月 日付文書番号で補助金の交付決定通知があった補助事業が完了したので、
下記のとおり報告します。

記

1. 商品(ツアー)名称

2. 添付書類

(1) 実績報告書 【別紙1】

※【別紙1】の内容が確認できるものであれば、様式は問わない

(2) 品川区観光コンテンツ・周知経費〈実績〉 【別紙2】

(3) 領収証等、経費を支払ったことを証明する書類の写し

※領収証等には、次の内容が明記されていること

・発行日 ・宛名(補助金申請者名) ・金額 ・但書(内容、単価、数量)

・発行者(名称、住所)

※振込や代引等の場合は、支払ったことを証明する書類と請求書の写しなど、客観的に
支払ったことが証明できる場合は補助対象経費として認める

(4) その他、参考となる資料

3. 担当者

(1) 氏 名

(2) 連絡先

電話番号

メールアドレス

第5号様式（第9条関係）【別紙1】

実績報告書

1. 商品(ツアー)名称
2. 実施日(期間)
3. 参加者数(実績) 人
4. 参加者属性データ ※別途、個人情報を含まない形で、エクセルデータにて提出 ①ツアー参加日(2日以上の場合は初日) ②住所(町丁目まで)または郵便番号 ③年齢 ④性別 ※無くても可
5. 担当者所感(ツアー内容や参加者の反応、品川区の観光コンテンツへの要望など)
6. その他(備考)

第5号様式（第9条関係）【別紙2】

品川区観光コンテンツ・周知経費（補助対象経費）〈実績〉

★観光コンテンツを提供する事業者については、原則、品川区内に所在する者が対象（領収証の住所で確認）

No.	種別	観光コンテンツ・周知媒体名	単価	数量	回数	金額	備考				
		提供事業者名									
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
1人あたり上限額5,000円 ×参加者数【A】		補助対象経費×1/2【B】 (千円未満切り捨て)	1営業所あたり限度額【C】 [100万円－既交付決定(確定)額]		交付確定額 [【A】 【B】 【C】 最も低い額]						

文書番号
年 月 日

様

品川区長

印

しながわツアー造成補助金確定通知書

年 月 日付文書番号で交付決定した補助金について、提出された実績報告書を審査した結果、補助事業の成果が当該補助金の交付決定の内容およびこれに付した条件に適合すると認められ、下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

記

1. 商品(ツアー)名称

2. 交付確定額

3. 入金予定日

年 月 日 ()

※請求書の提出が遅れると、入金予定日が変更となる場合があります。
その場合、入金まで請求書提出後、約2～3週間程度時間を要します。

4. その他

第7号様式（第11条関係）

年 月 日

品川区長 あて

旅行業
登録番号

事業者名

営業所・
支店名

代表者
役職名・氏名

住 所

しながわツアー造成補助金請求書

年 月 日付文書番号で確定通知があったしながわツアー造成補助金について、下記のとおり請求します。

記

1. 商品（ツアー）名称

2. 請求額

3. 連絡先

（1）書類発行責任者

役職名・氏名

電 話 番 号

（2）書類作成担当者

所 属

役職名・氏名

電 話 番 号
